

伊賀市L Pガス料金負担軽減支援事業

Q & A (R5.4.1)

目次

事業の基本事項について.....	1～2
期間中の値上げについて.....	2
申請手続について.....	2
値引きの方法及びその表示方法について	2～3
間接補助事業の対象者について.....	3～4
対象の消費者について	4～5
実績報告について.....	6
補助金の支払いについて.....	6
周知について.....	7

事業の基本事項について

○ 本事業の目的や趣旨は。

A. 電気・都市ガス料金の負担軽減策を国が実施している中、伊賀市内の約 65%、約 2.6 万世帯等が使用している L P ガスについても、その料金が高騰していることを受け、家庭・企業等の負担軽減を目的に実施するものです。

○ 体積販売に限定する理由は。

A. 液化石油ガス法 規則第十六条第一項第十三号には、「液化石油ガスは、計量法に規定する法定計量単位により販売すること。・・・」と記載があります。対象を L P ガスご使用の一般消費者と考えていますので、体積販売に限定しています。

○ 県・市外の事業所において、一部伊賀市内に供給先が存在する場合、本事業の対象先になるのか。

A. 伊賀市内の L P ガス利用消費者が支援の対象になりますので、事業所の県・市外は問いません。

○ 値引き単価 400 円はどのように設定したのか。

A. 現状値引きが実施されている政府による電力・都市ガス料金の負担軽減策が、2022 年 10 月と前年同月の料金の値上げ差を参考に実施されています。L P ガスも同様に考え石油情報センターの料金調査データを基にすると、伊賀地区の標準家庭使用平均で、832 円の値上がりとなっています。

三重県の施策事業における補助支援を調べてみますと、補助率が $1/2$ 以内であることより $832 \text{円} \times 1/2 \geq 400 \text{円}$ としました。

○ 事務局窓口の連絡先は。

A. 「伊賀市 L P ガス料金負担軽減支援事業 三重県 L P ガス協会内補助金センター」となります。

電話：059-227-6238

FAX：059-229-4648 E-mail：office@mielpg.or.jp

平日 9：00～16：30（土日・祝日、年末年始を除く）

※事務局は一般社団法人三重県 L P ガス協会が行っています。

○ 本事業には必ず参加しなければならないのか。

A. 市内の家庭・企業等の負担軽減を図るため、できる限り多くの販売事業者の御参加をお願いします。

○ 事業開始までの今後のスケジュールは。

A. 【三重県LPガス協会】

令和5年4月上旬	～	4月14日(2週間程度)	:	参加事業者公募・要請
4月4日			:	参加事業者向け説明会
4月5日	～	4月末日	:	参加事業者確定、確定通知送付
5月1日(基本)	～		:	検針・値引き開始(10月31日まで)

期間中の値上げについて

○ 公募要領Ⅰ(2)では、支援対象期間に合わせた恣意的な値上げは認めないとあるが、支援対象期間は一切のLPガス料金の値上げをしてはいけないのか。

A. 調達価格の上昇などを理由とする値上げは行っていただいても差し支えありません。ただし、社会通念上相当と認められる金額以上の値上げを行った場合には、恣意的な値上げと捉えられる場合もあります。

申請手続について

○ 補助金交付申請をしたが、交付決定までにどのくらいの期間を要するのか。また、交付申請をしても、交付決定がなされない場合はあるのか。

A. 申請書到達から、交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日としていますが、迅速に処理するよう努めます。また、補助対象者の要件を満たしていれば、交付決定されます。

○ 交付申請時と実績報告時で、対象世帯数に差が出て問題ないか。

A. 多少の増減であれば問題ありません。交付申請時は、見込みの対象世帯数で大丈夫です。対象世帯数が大きく異なる場合は、申請変更届を提出願います。

値引きの方法及びその表示方法について

○ 家庭・企業等への値引きの明示方法はどのように行うべきか。

A. 検針票や請求書、別紙などにより、少なくとも次のことを明示してください。また、複数月をまとめて値引きした場合については、月ごとの値引き額、合計値引き金額を明示してください。

① 「伊賀市LPガス料金負担軽減支援事業」による値引きであること

【記載例】料金の内訳欄等に「伊賀市LPガス料金軽減支援事業による値引き」、「伊賀市LP料金軽減事業による」、「伊賀市LP支援事業」と明示するなど

②値引き額

【基本料金、従量料金等の合計額から値引き額を差し引いて値引きを行う場合】

料金の内訳欄等に値引き額として「400円」と明示するなど

○ 値引きは、消費税課税前か。課税後か。（値引きのイメージ）

A. 値引きは、消費税課税前の元値から行う。値引き後に課税し、請求額を算出します。

（例） 値引き前：税抜き8,000円（税込8,800円）の場合

8,000円（元値）－ 400円（値引き分） ＝ 7,600円

7,600円 × 1.1（消費税） ＝ 8,360円

消費者への請求額（値引き後）： 8,360円

○ 自社独自の値引きを既に実施しており、それに伊賀市事業分の値引きを追加することになるが、システムの都合上値引きの内訳を表示できない。対応はどのようにしたら良いか。

A. 伊賀市事業による値引きであることを明示いただく必要があります。検針票にスペースの都合上その旨表示ができない場合は、別紙を用意するなどの対応をお願いします。

○ 引っ越しの場合、例えば、10月7日（通常の検針日）に加え、10月20日（引っ越し日の検針）も検針することがある。10月20日の検針以前に既に6回の値引きを実施した場合は、10月20日検針分は本事業の対象になるのか。

A. 本事業の対象は、5月1日～10月31日の間に行われる検針に基づいた値引き額が対象となり、1世帯あたりの値引き回数は6回までとなります。

そのため、この質問の場合は、10月7日検針分で6回の値引きを実施しているため、10月20日検針分は対象外になります。

なお、引っ越しが10月以前であり、6回の値引きを実施していない場合などは、引っ越し日の検針も対象になります。

間接補助事業の対象者について

○ 事業所が伊賀市外にある販売事業者であるが、伊賀市内の家庭・企業等の値引きをした場合は本事業の対象になるのか。

A. 伊賀市内の家庭・企業等の値引きを行っていただいた販売事業者が対象となりますので、事業所が他県・他市にある場合や、販売登録が国や他県の場合でも対象になります。

○ 登録ガス小売事業者（ガス事業法第3条の登録を受けた者）が本事業に基づく値引きを実施する場合、ガス事業法の手続きは何か必要か。

A. 今回の値引きについて、ガス事業法第14条及び第15条に基づく、供給条件の説明義務及び書面交付義務が発生します。

また、経過措置団地をお持ちの事業者におかれては、指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件で供給するため、特別供給条件認可申請が必要となります。

※詳細については、中部経済産業局資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課(052-951-2820)までお問い合わせください。

対象の消費者について

○ 値引きの対象者は。

A. 液化石油ガス法第2条第2項で規定される一般消費者等であり、伊賀市内でLPガスを消費する者になります。

- ・ 原則として体積販売で供給されている者を対象とします。質量販売については、対象外となります。
- ・ 国又は地方公共団体により管理等が行われている施設（公的機関）は対象外になります。

○ コミュニティーガス（旧簡易ガス）は対象になるのか。

A. 対象になります。

○ 公的機関は対象外と記載されているが、役所などが民間委託している所などの整理はどうか。

A. 支払原資が税金であれば対象外というのが制度趣旨になります。例えば、公民館などで住民が支払っているのであれば、対象になります。

○ 駐在所の警察官など、建物は公共の建物だが、契約者は私人のような場合は、本補助事業の対象になるのか。

A. 対象になります。

○ 使用量が0m³、利用実績が無い場合は支援の対象になるのか。

A. ガスメーターが閉栓中である場合は、基本料金が発生しませんので、対象外となります。使用量が0m³でも、開栓中であり基本料金の支払いがある場合は、対象となります。

○ 使用量が少なく、基本料金も少額で請求金額が400円未満の場合も値引き対象か。

A. 基本＋従量料金の合計が、税抜き400円未満の場合は対象外となります。

○ 1世帯に複数メーターがある場合は、それぞれ対象になるのか。

A. 複数メーターを取り付けている場合は、ガスメーター（契約）ごとに値引き実施を行います。
よって、2世帯住宅など、同敷地内であっても、世帯ごとにガスメーターを有し、契約を行
っていれば、それぞれの世帯が値引き対象となります。

○ 法人名での契約ですが、社宅として利用しており、用途を家庭用としている場合は値引き
の対象となるのか。

A. 値引き対象となります。

家主が、公共料金・ガス代等含んだ家賃で一括回収されている場合等においては、入居者全員
に値引きが行われるように、実施主体である三重県 LP ガス協会が、実態に応じて個別に対
応をさせていただきます。

○ 事業所などで使用されるLPガスも本事業の対象に含まれるのか。

A. 本事業の対象は、液化石油ガス法第2条第2項で規定される一般消費者等であり、事業所が使
用する場合であっても、用途が、冷暖房用や飲食物の調理用、風呂等の湯沸かし用など、液
化石油ガス法の一般消費者等に該当するものであれば対象になります。

○ 居住棟とビニールハウス等の別棟が存在し、それぞれ別契約し、それぞれのメーターで計
測している場合、値引き対象はどうなるか。

A. 検針票が発行されているガスメーターごとに、値引きの対象となります。ただし、農作物の栽
培のための冷暖房については、液化石油ガス法における一般消費者等に含まれないため、そ
れぞれの契約について、値引き対象となるか御確認ください。

実績報告について

○ 販売業者の事務が複雑な部分がある。実績報告書の添付書類である一覧表等などは省略できないのか。

A. 補助金を支払う上で根拠資料の確認が必要となります。最小限のものとしておりますので、御協力のほどお願いします。

○ 実績報告書の添付書類（一覧表等）の記載事項として、「①氏名など個人が識別できるもの」とあるが、同姓同名の場合や同じ会社名なども想定されるが、住所なども記載したほうがよいか。

A. 住所は可能であれば記載いただきたいと考えていますが、既存システムなどを活用する場合、住所が入らないものもあるようですので、住所は必須事項としておりません。なお、同姓同名の場合など、個人の識別が困難な場合は、備考欄などに分かるように記載してください。

○ 検針伝票等 事業者控えが残らない場合(web 明細等)値引きの事実はどう確認するのか。

A. 値引き額を明示した検針伝票の写真（10例）、検針データを取り込んだシステムの利用世帯の値引き額が確認できるスクリーンショットなどで確認をさせていただきます。

○ システムの改修が出来ず、値引き額の明示ができない場合、値引きの事実はどう確認するのか。

A. 検針伝票（値引き前）＋ 値引き額を明示した別紙、或いは検針データを取り込んだシステムの利用世帯の値引き額が確認できるスクリーンショットなどで確認させていただきます。

補助金の支払いについて

○ 月ごとに値引きを行った場合、都度補助金の支給を受けることができるか。

A. 最終の値引きを実施後、まとめた支払いとなるため、都度の支払はできません。
ただし、値引き実施後まとめた支払いでは値引きの実施が著しく困難である場合は、値引きに要する額の一部を前もって支払う概算払いの制度もありますので、交付申請時に補助金センターへ御相談ください。（P.9 公募要領Ⅵ（3）参照）

周知について

○ 本事業による値引きについて、一般消費者等(値引き対象者)への通知はどのように行ったらよいか。

A. 本事業については、市広報、市のホームページ、行政c h、三重県LPガス協会ホームページ、伊賀上野ケーブルテレビ等で周知を行います。

また、補助金センター作成の周知用のチラシなどを使用して、周知を値引き実施前に行ってください。また、事業者が独自の通知を行っていただいても差し支えありません。

※LPガス販売事業者さまは、検針票・請求書・案内文書等への記載により、市民の皆さまに値引き実施がされていることが分かるようにお知らせをお願い致します。

○ 一般社団法人三重県LPガス協会から交付決定される前に、消費者に対して値引きすることについて周知して良いか。

A. 原則としては、交付決定後の周知とすべきものですが、日程等の関係により、決定後に対応する時間がとれない場合は、決定前に周知いただいて差し支えありません。